
第2次廿日市市保育園再編基本構想（案）

令和8年度(2026)～令和17年度(2035)

ちょうどいい、みつけた。

廿日市市

はつかいちし

1. 策定にあたって	1
1-1 背景と目的	1
1-2 対象施設.....	2
1-3 実施期間.....	2
1-4 保育サービス提供区域の捉え方.....	2
2. 現基本構想のこれまでの取組みと成果	3
3. 保育園を取り巻く現状と課題	4
3-1 保育園を取り巻く制度・環境の変化.....	4
3-2 人口の動向.....	5
3-3 就学前児童数の推移と推計.....	6
3-4 就園児童数の推移.....	7
3-5 就園児童の推移と推計【保育ニーズ】.....	8
3-6 待機児童の状況等.....	9
3-7 本市の認可保育施設の状況.....	10
3-8 今後の課題.....	11
4. 再編の基本方針	12
5. 公立保育園の課題と役割	13
5-1 本市の公立保育園の課題.....	13
5-2 公立保育園が担う役割.....	15
6. 運営に関する取組み	16
7. 前期個別計画（令和8年度～令和12年度）	18
7-1 市全体の動向とすすめ方.....	18
7-2 区域ごとの方向性と取組.....	18
7-3 認可保育施設等の配置状況（令和7年4月1日現在）.....	24
7-4 前期スケジュール.....	25

1. 策定にあたって

1-1 背景と目的

国においては、今後の就学前児童の減少に伴う保育需要等を考慮した保育機能の確保・強化と併せ、全てのこどもに対する適切な養育環境の保障を課題として掲げており、保育施設においても地域の子育て相談機関として、全ての子育て家庭を支援する役割を担うことが求められています。

今後の本市の保育施策については、現基本構想策定時における待機児童対策としての「保育の量の拡大」から、一人ひとりのこどもの育ちに係る「質の高い保育の提供」に転換を図る必要があるため、将来を見据えた保育運営及び保育施設のあり方について検討していく必要があります。

本市においては、平成29年3月に、限りある経営資源の中で将来にわたり保育園運営が可能となる保育園のあり方について基本的な方針を示す「保育園再編基本構想（平成28年度～令和7年度）」（以下「現基本構想」という。）を策定しています。

あわせて、令和2年度までの具体的取組を定めた「前期実施計画」を策定し、現基本構想の方針として掲げた「保護者ニーズに対応した保育サービスの供給量の確保」に向けた認可保育園の誘致を行ったことで、年度当初での待機児童は解消されました。

しかしながら、市沿岸部では年度途中の待機児童の発生や中山間地域においては入園児童数の減少が顕著になるなど、これら課題への対応も継続した取り組みが必要となっています。

また、公立保育園は老朽化が進行し、更新を間近に迎える施設が多く存在することから、今後、特定の時期に工事が集中しないよう、計画的な建替えや改修を行う必要があります。

この「第2次廿日市市保育園再編基本構想」では、少子化の加速が予想される中で、今後10年間の保育施策の方向性や保育施設の果たすべき役割を明確にするとともに、将来にわたり持続可能な保育サービスの提供が可能となる体制の確保を目指します。

1-2 対象施設

本構想の対象は、本市が設置する公立保育園を基本としますが、構想の検討にあたっては、今後、待機児童が見込まれる一部区域への民間保育施設の誘致に関すること及び民間保育施設の運営状況等を考慮するものとします。

1-3 実施期間

今後の教育・保育施設を長期的な視点で見通す必要があることから、本構想の実施期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とします。ただし、今後の国の制度の動向や社会・経済情勢等の変化に応じて、適宜、見直しを図ることとします。

1-4 保育サービス提供区域の捉え方

第3期子ども・子育て支援事業計画において、保育サービスの提供区域を5つ（廿日市東、廿日市西、佐伯、吉和、大野・宮島）としていることから、本構想においても同様の区域に分けて計画・管理していきます。

○提供区域と中学校区（小学校区）の関係

提供区域	中学校区	(小学校区)
廿日市東	廿日市、七尾、四季が丘	廿日市、佐方、平良、原、金剛寺、宮園、四季が丘
廿日市西	野坂、阿品台	宮内、地御前、阿品台東、阿品台西
佐伯	佐伯	友和、津田
吉和	吉和	吉和
大野・宮島	大野東、大野、宮島	大野東、大野西、宮島

2. 現基本構想のこれまでの取組みと成果

平成28年度から現在までの10年間、現基本構想で掲げた3つの再編方針に基づく取組により成果を上げた一方で、就学前児童数の減少などを踏まえ、新たに検討すべき事項も生じています。

方針	達成した内容	第2次構想に継承
供給量の確保と保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育施設の誘致・新設による総利用定員数の増加 平成28年4月 3,102人 令和6年4月 3,428人 ※利用定員数+326人(10.5%) ●年度当初の待機児童を解消 平成31年4月⇒38人(県内ワースト) 令和2年度～令和7年度まで0人で推移 〈0～2歳児の定員の拡大〉 平成28年4月 1,062人 令和6年4月 1,307人 ※平成28年比+245人(23.0%) ●公立・民間の保育の質の向上に向けて、合同研修会や公私交流会を行うなど市全体の保育レベル向上に向けた取組を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用児童数増加が見込まれる区域の民間誘致、規模適正化に向けた定員調整・統廃合など ●年度途中の待機児童の解消 ●本市の保育施設の規模感を生かした公立・民間が連携した保育提供体制の確保・質の向上に向けた取組の継続
耐震性の低い公立園を優先した再編	<ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震の基準であった廿日市、串戸、丸石保育園の3園を、公私連携の手法により建替え及び運営を移管 	<ul style="list-style-type: none"> ●旧耐震基準の佐方保育園をはじめ老朽化した公立施設について、整備・改修手法等の検討及び着手
公立施設と民間施設の比率を1:2	<ul style="list-style-type: none"> ●民間へ移管した廿日市・串戸・丸石保育園3園のほか、令和2年度をもって鳴川保育園を廃止 ●現基本構想の計画期間中に、公立19園⇒15園(▲4園) 民間11園⇒25園(+14園) 公立と民間の比率は「1:1.6」(令和7年4月時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育園の公私連携型方式による民間移管の実施や統廃合の検討 ●保育需要の動向を踏まえた保育提供体制の確保

3. 保育園を取り巻く現状と課題

3-1 保育園を取り巻く制度・環境の変化

(1) 保育所保育指針の改定

平成30年に改定され、大きなポイントとして、保育園がこれまでの保育だけでなく、養護及び教育を一体的に行う施設として位置付けられました。

(2) こども家庭庁の創設

令和5年度にはこども家庭庁が創設され、これまでそれぞれ異なる省庁で管理されていた保育園及び認定こども園の所管省庁が、こども家庭庁に一本化されています。

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、3歳児以上の児童の幼児教育・保育が無償化され、令和2年度から3・4歳児の就園が増加しましたが、今後は徐々に減少する傾向にあります。

(4) 保育の質向上に向けた保育士配置基準の改定

保育士配置基準の見直しが行われ、令和6年4月から4・5歳児30人に対し保育士1人であったものが25人に対し1人に、3歳児20人に対し保育士1人であったものが15人に対し1人に改定されました。

今後は1歳児の配置基準の見直し(6:1⇒5:1)が予定されています。

(5) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の開始

全てのこどもの良質な育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援強化を図るため、3歳未満の未就園のこどもを対象とした『こども誰でも通園制度』が令和8年度から開始され、より柔軟な保育ニーズへの対応が必要となります。

(6) 民間保育施設の新規開設や私立幼稚園の認定こども園への移行

現基本構想の策定時と比べ、市内の民間保育施設は11園から25園(令和7年4月時点)へ増加しています。また、令和2年度に7園あった市内の私立幼稚園のうち、2園が認定こども園へ移行しており、今後もこの動きが見込まれます。

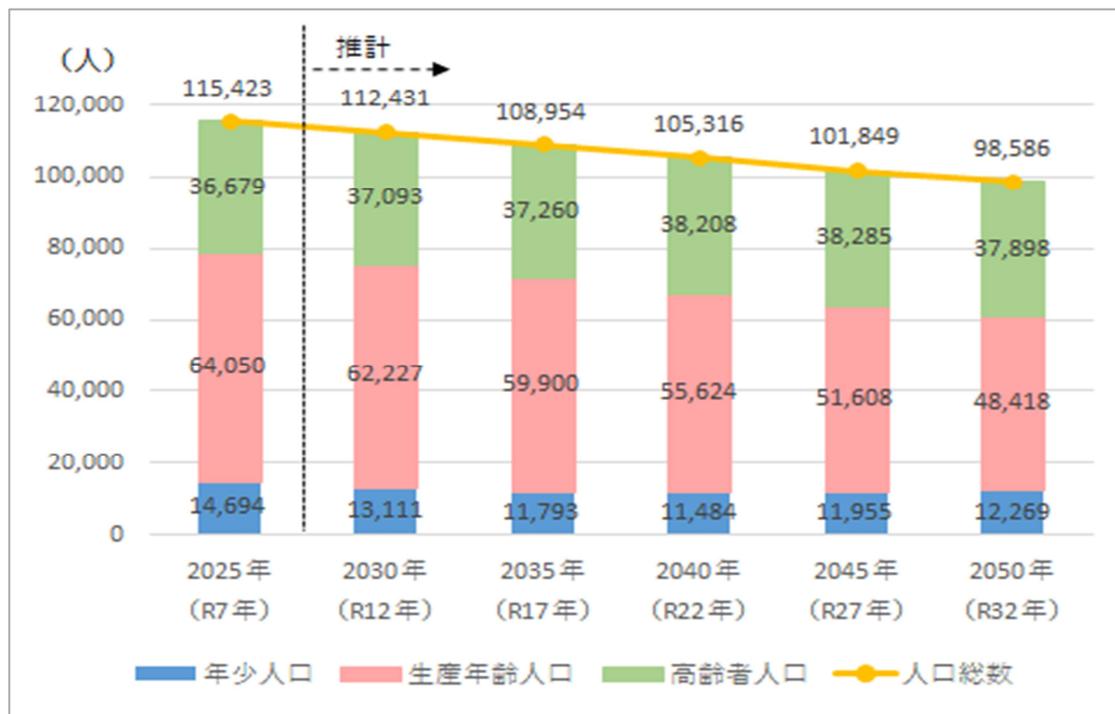
(7) 就学前児童数の減少と就園児童

就学前児童数は減少する一方で、共働き世帯の増加等に伴い、就園児童数は平成29年度から令和6年度までの8年間で379人(13.6%増)増加しました。

3-2 人口の動向

廿日市市の人口は、宅地開発等の影響や転入により増加してきましたが、近年、人口は減少に転じており、今後もその傾向は続くものと見込まれます。

(1) 廿日市市の総人口の将来推計



出典：はつかいち未来ビジョン2035前期基本計画（案）

※端数処理の関係で合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

(2) 出生数の推移

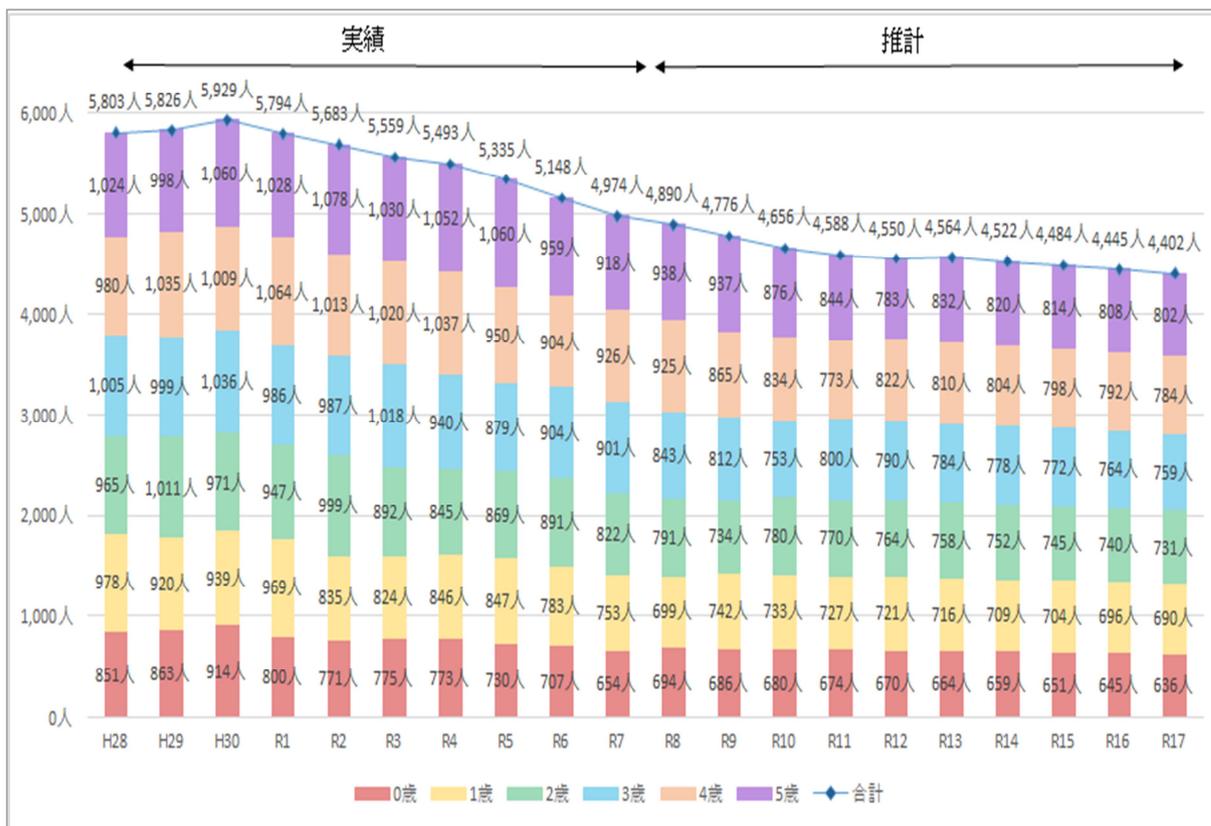
出生数は減少傾向にあり、平成26年と比べると約200人減少しています。

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
925人	900人	856人	906人	821人	799人	751人	793人	739人	716人

出典：人口動態統計（厚生労働省）

3-3 就学前児童数の推移と推計

就学前児童数は、子育て世帯の転入により増加傾向であったものの、近年では平成30年の5,929人をピークに減少傾向にあり、今後も減少が見込まれます。

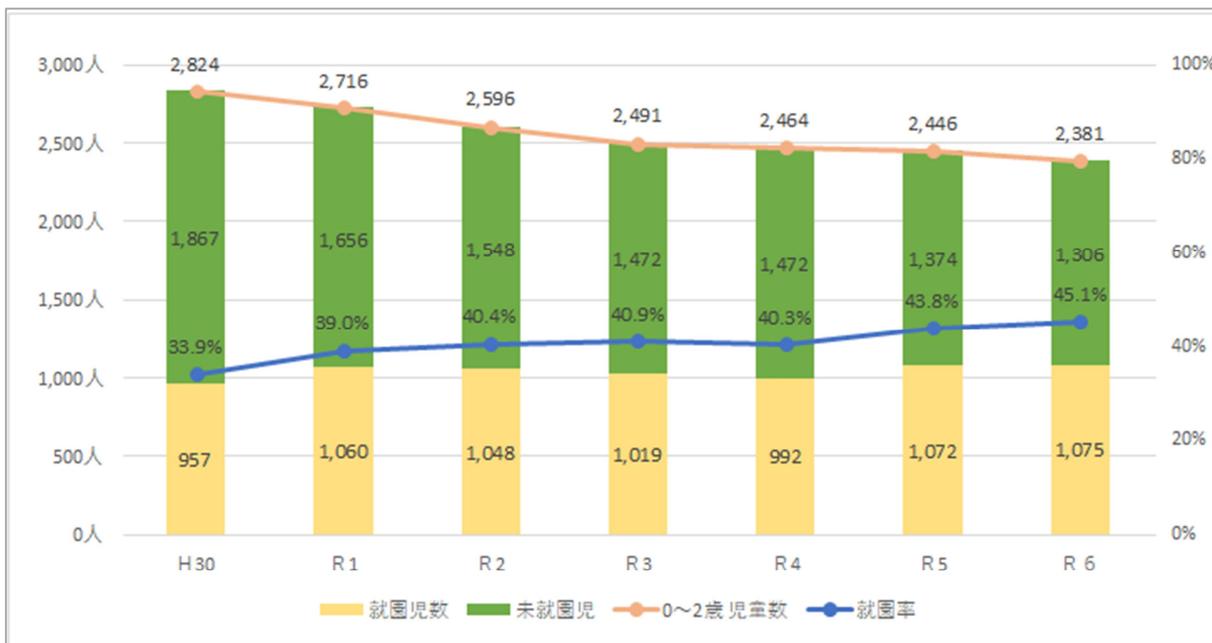


※住民基本台帳（各年4月1日時点）をもとにしたコーホート変化率法による独自推計

3-4 就園児童数の推移

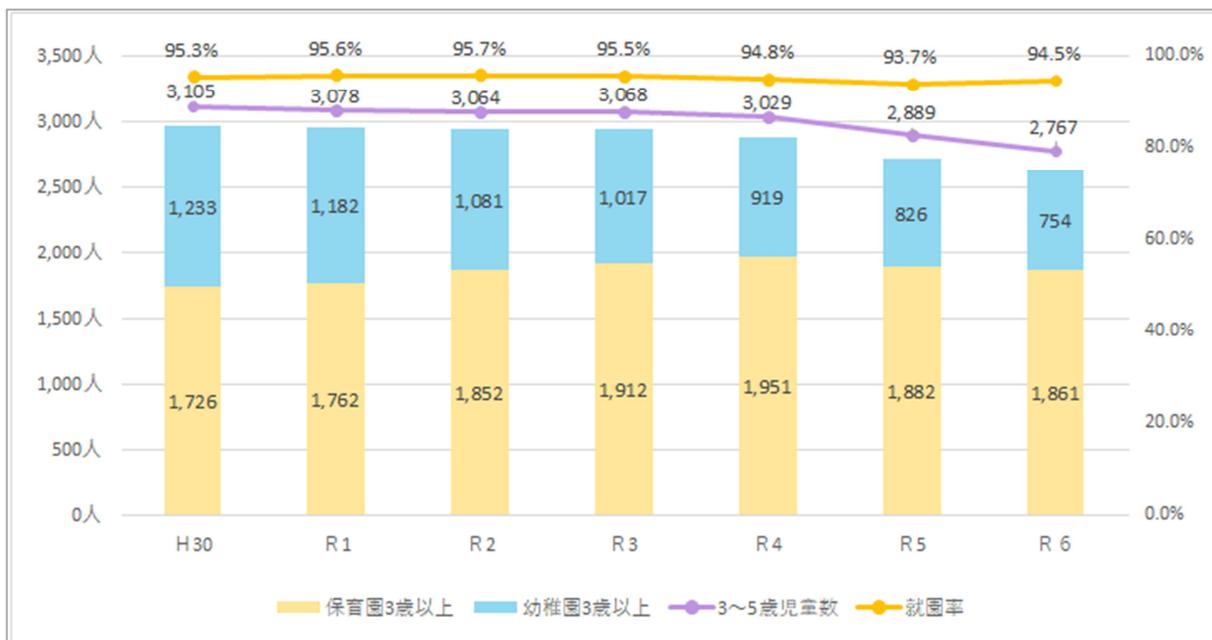
女性の就業率の向上や就業形態の変化等に伴って0歳～2歳児の就園率が伸びており、引き続き一定の保育需要が見込まれます。一方、幼児教育・保育の無償化等に伴い3歳～5歳児の保育需要は多い状況でしたが、現在では就園率はそのままだに児童数減少の影響を受けています。

【0歳から2歳の児童の状況】



※各年4月1日時点

【3歳から5歳の児童の状況】



※各年4月1日時点

3-5 就園児童の推移と推計【保育ニーズ】

共働き世帯の増加等によりこれまで増加していた市内全体の就園児童数は、一部区域の保育需要の反映に伴い短期的には横ばいで推移しますが、長期的には、就学前児童数の減少の影響から、緩やかに減少していくと予測しています。

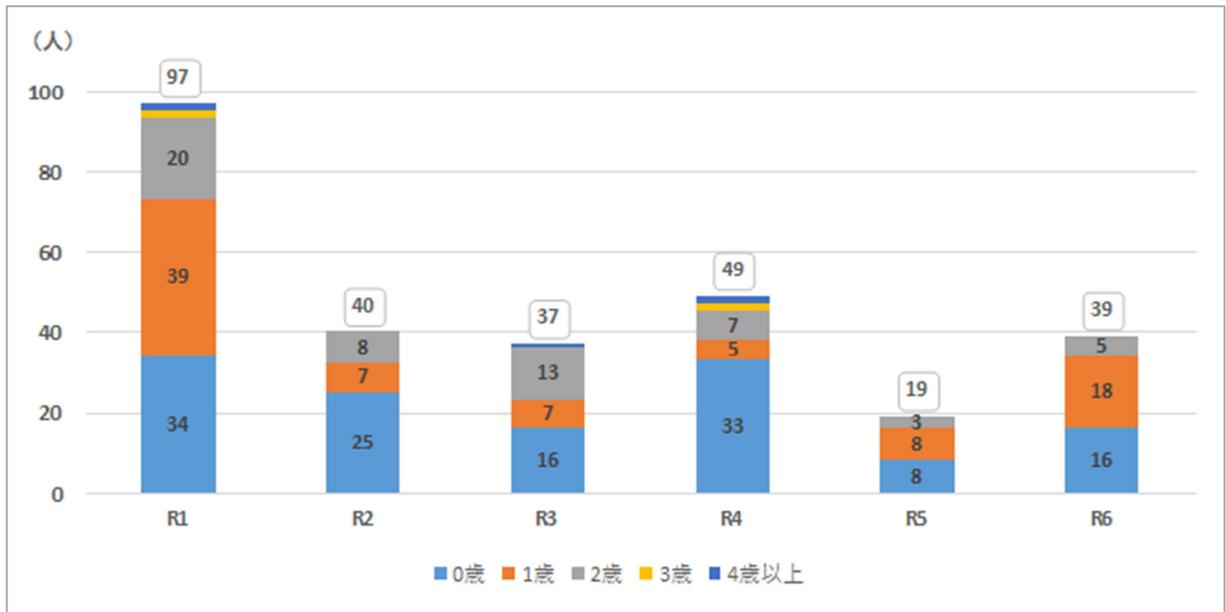
(1) 年齢別就園児童数の見込み



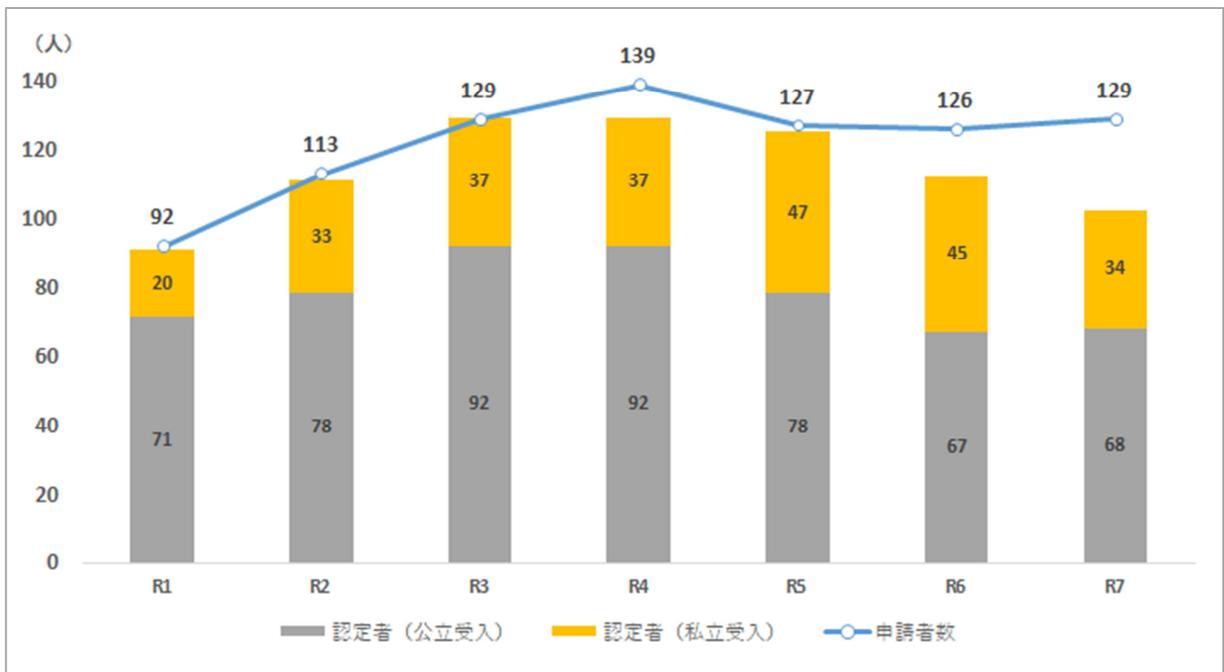
※就園児童数の実績値は各年3月1日時点

3-6 待機児童の状況等

(1) 待機児童の状況（各年10月1日）



(2) 障害児加配認定者数と申請者数の推移



3-7 本市の認可保育施設の状況

公立保育園が15園、民間保育施設が25園となっています。

区域	施設名	運営主体	所在地	0歳保育	一時保育	延長保育	定員	
							3歳未満	3歳以上
廿日市東	佐方保育園	公立	城内3-5-16			○	33	70
	平良保育園		平良1-21-8	○		○	48	130
	原保育園		原967		○		21	65
	宮園保育園		宮園1-1	○		○	42	85
	アイグラン保育園廿日市	私立	下平良1-3-36	○		○	27	29
	アイグラン保育園住吉		住吉1-2-38	○		○	36	54
	アイグラン保育園串戸		串戸5-2-6	○		○	36	54
	アイグラン保育園廿日市中央		下平良1-7-7	○		○	24	45
	にこにこの森保育園		新宮1-3-33	○		○	40	51
	廿日市いちご保育園佐方		城内2-7-2-102	○		○	28	33
	アトリエREIレイこども舎さがた		佐方639-1	○	○	○	28	27
	さつき保育園		平良山手11-47	○		○	30	
	さつき第2保育園		城内2-13-25	○	○	○	30	60
	公私連携 廿日市保育園		廿日市2-1-6	○	○	○	36	75
	公私連携 串戸保育園		串戸2-13-3	○	○	○	60	90
	廿日市こども園		桜尾本町2-19-5	○	○	○	39	60
	みどりの森ようこども園		陽光台5-1	○	○	○	51	57
	くすのき幼稚園(認定こども園)		四季が丘2-15-1	○	○	○	13	23
廿日市西	宮内保育園	公立	宮内1508-2	○		○	56	140
	地御前保育園		地御前4-4-30	○			36	85
	阿品台東保育園		阿品台東3-37			○	30	85
	阿品台西保育園		阿品台西6-63	○			27	70
	アイグラン保育園地御前	私立	地御前1-3-28	○		○	36	
	ふじこども園		阿品4-24-24			○	31	56
	保育所ちびっこいろは園		宮内4241-2	○			10	
	おおぞら保育園廿日市		宮内2-7-1	○			28	
佐伯	友和保育園	公立	友田30-1	○	○	○	27	65
	津田保育園		津田4160-1	○	○	○	21	65
	友和こども園	私立	友田24-513		○	○	5	15
吉和	吉和保育園	公立	吉和1513	○	○		9	18
大野・宮島	深江保育園	公立	深江2-11-25	○		○	54	130
	池田保育園		物見西3-7-10	○	○		33	80
	いもせ保育園		大野原2-10-3	○		○	33	75
	梅原保育園		梅原2-5-12	○	○		36	70
	廿日市くじら保育園	私立	大野3240-1	○		○	33	45
	アトリエREIレイこども舎おおの		沖塩屋3-1-11	○	○	○	28	31
	公私連携 丸石保育園		丸石2-16-23	○	○	○	39	57
	フルムーンインターナショナルこども園おおの		大野696-1	○	○	○	47	60
	つきのひかり国際こども園		大野625-1	○	○	○	53	60
	公私連携 宮島こども園		宮島町960-2	○	○	○	14	30
合計							1,308	2,245

※定員は R7.4.1 時点

3-8 今後の課題

公立保育園の公私連携型方式による民間移管や民間保育施設の整備により、多様な保育ニーズへ対応し、保育の量が確保された一方で、新たな課題も生じています。

(1) 持続可能な保育提供体制の構築

今後の人口減少社会に対応した効果的・効率的な行財政運営が不可欠であるなか、就園児童数の減少を踏まえながら、公立・民間の保育施設が一体となってこども達や保護者、保育者にとって質の高い持続可能な保育提供体制を構築する必要があります。

(2) 公立・民間保育施設の安定的な保育運営

将来にわたり安定的な保育運営を行うには、公立・民間がそれぞれの役割を踏まえて、連携し、こどもの育ちと子育て家庭を支援する必要があります。

公立保育園は保育の質の向上を牽引する先導的な役割と併せ、民間保育施設と共存・調和を図り、市役所と連携して、保育の供給量を確保できるよう定員調整への対応が求められています。

民間保育施設は各園ごとの特色を活かし、保護者ニーズに迅速、柔軟に対応するほか、民間の視点から新たなサービスの企画・立案などが期待でき、これらが相互に補完し合う関係性が必要です。

(3) 年度途中で待機児童の発生

年度当初の待機児童は解消されましたが、保護者の就労形態の多様化や子育て世帯の転入に伴って、年度途中からの3歳未満児の保育需要は依然として高い状況にあります。保育士の配置基準上、低年齢児の保育には多くの人材を必要とするなか、年度途中の待機児童の解消に向けた保育士の確保が課題となっています。

(4) こども誰でも通園制度への対応

令和8年度から開始する「こども誰でも通園制度」に対応する職員配置を含む受入体制の確保が求められています。制度運用にあたっては、子育てに不安のある家庭や要支援児童への対応も念頭に、一時保育との役割分担などを踏まえた効果的な運用を行う必要があります。

(5) 発達が気になる児童や医療的ケア児の受入体制の整備

近年、発達に課題のあるこどもや医療的ケア児への対応など、複雑多様化する保育ニーズへの対応や児童一人ひとりの特性に応じた保育を提供するため、看護師の確保や発達支援コーディネーター等の資格取得支援が必要になっています。

(6) 保育士の人材不足

年度途中の待機児童解消の取組み、複雑かつ多様化する保育ニーズに応じた専門的な支援が増加傾向にあり、それらに対応するための保育士の確保が求められています。

4.再編の基本方針

本構想では、次の4つの基本方針のもと再編に取り組みます。

(1) 就学前児童の減少や保育需要等を考慮した保育施設の規模適正化

今後、就園児童数が緩やかに減少すると見込まれる中、区域ごとの保育需要や民間保育施設の配置状況などを考慮したうえで、一部公立保育園の計画的な民間移管（公私連携型保育園等※）又は統廃合などにより規模適正化を図るほか、民間保育施設については、将来を見据えた保育施設の多機能化や事業者間の連携を進めるなど、地域の実情に合った持続可能な保育提供体制を構築します。

(2) 市全体の保育の質の確保・向上

規模適正化に伴って確保した保育士等の人材及び財源は、多様な保育ニーズに対応する公立保育園への人員配置や、公立・民間の保育士等が受講する研修の充実、保育人材の確保・育成などに活用することで、市全体の保育の質の確保及び向上を促進します。

今後、全国的に見直しが予定されている1歳児の職員配置基準をはじめ、その他の年齢についても、一人ひとりのこどもに丁寧に向き合えるよう市独自の配置基準を検討するなど、安心・安全な保育環境の確保を図ります。

(3) 複雑多様化する保育ニーズへの対応

児童一人ひとりの特性に応じた保育を提供するため、専門性を有する保育人材の確保及び育成を図るとともに、発達が気になる児童や医療的ケア児の受入体制の整備を進めます。

また、『こども誰でも通園制度』への対応のほか、年度途中の待機児童の解消や休日保育などのニーズに対応するための体制づくりに継続して取り組みます。

(4) 市独自の保育指針による利用者・保育者双方の安心感の創出

公立・民間を合わせた本市保育施設の職員が、乳幼児期のこどもに対して何を大切にしていけるべきかなど、こども達との日々の関わり方の基本となる市独自の保育指針を策定します。この指針に基づいて保育を行うことで、どの保育施設に預けてもこどもの発達や安全に配慮した質の高い保育が提供され、利用者と保育者の安心を担保します。また、保育者の資質向上に向けた研修等を実施します。

※公私連携型保育園等とは

児童福祉法第56条の8等に基づく教育・保育施設で、市と運営法人で結ぶ協定に基づき、市から保育の実施に必要な設備の貸付けや譲渡などその他の協力を得て、市と連携の下、民間事業者が運営する保育園や認定こども園の一類型。

【公私連携型の種類】

公私連携型Ⅰ・・・土地は市が保有したまま、民間が建設し運営を行う。

公私連携型Ⅱ・・・土地と建物は市が保有したまま、民間が運営を行う。

5.公立保育園の課題と役割

5-1 本市の公立保育園の課題

(1) 公立保育園の老朽化など

公立保育園は、昭和50年代の建築の施設が多く、今後、計画的な改修や建替えを行う必要があります。建替え等にあたっては、今後の就学前児童数及び就園児童の見通しなどを総合的に勘案し、統廃合や民間事業者への移管も合わせて検討します。

また、建築から相当の年数が経過している一部の施設は、老朽化が著しい状況にあることに加え、園庭や送迎時における車両の駐車スペースが不足している状況にあります。

○公立保育園（幼稚園含む）の建築年代

提供区域	施設名	建築年	建築年代							築年数 (R7.4時点)	IS値	主要構造 (主保育棟)	
			S40年代	S50年代	S60年代	H10未満	H10年代	H20年代	H30～R年代				
廿日市東	廿日市保育園	昭和45年	◆							廃止(民営化)	55	—	鉄筋コンクリート造
	串戸保育園	昭和51年		◆						廃止(民営化)	49	—	鉄筋コンクリート造
	佐方保育園	昭和51年		◆							49	0.56	鉄筋コンクリート造
	原保育園	昭和56年		◆							44	耐震済	鉄筋コンクリート造
	平良保育園	昭和62年			◆						38	新	鉄筋コンクリート造
	官園保育園	平成2年				◆					35	新	鉄筋コンクリート造
廿日市西	宮内保育園	昭和53年		◆							47	0.61	鉄筋コンクリート造
	阿品台東保育園	昭和57年		◆							43	新	鉄筋コンクリート造
	阿品台西保育園	昭和60年			◆						40	新	鉄筋コンクリート造
	地御前保育園	昭和63年			◆						37	新	鉄筋コンクリート造
佐伯	友和保育園	平成11年					◆				26	新	鉄筋コンクリート造
	津田保育園	平成23年						◆			14	新	鉄骨造
吉和	吉和保育園	平成16年					◆				21	新	木造
大野・宮島	丸石保育園	昭和48年	◆							廃止(民営化)	52	—	鉄筋コンクリート造
	鳴川保育園	昭和53年		◆						廃止	47	—	鉄骨造
	梅原保育園	昭和59年		◆							41	新	鉄筋コンクリート造
	いもせ保育園	昭和61年			◆						39	新	鉄筋コンクリート造
	深江保育園	平成24年						◆			13	新	鉄筋コンクリート造
	池田保育園	令和元年							◆		6	新	木造
	宮島幼稚園	昭和55年		◆						廃止(民営化) 認定こども園化	45	耐震済	鉄筋コンクリート造

新：新耐震適合建築物（既存部分が、昭和56年6月1日時点で施行されていた法第20条の規定に適合するなど、地震に対して安全な構造であることを確かめられたもの）

IS値 < 0.3 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い
 0.3 ≦ IS値 < 0.6 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある
 0.6 ≦ IS値 地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い

【平成18年国土交通省告示第百八十四号による】

(2) 運営に係る財源の有効活用

保育園は公立・民間ともに同じ保育料により同水準の保育サービスを提供する施設です。持続可能な保育提供体制を構築するにあたっては、公立・民間が一体となって安定的な保育運営と保育の質の向上を図ることが不可欠であり、住民福祉の向上と財政面も合わせて中長期的な視点で取り組む必要があると考えています。

保育料を除く運営経費は、公立保育園は主に市の一般財源により賄いますが、民間保育施設の運営費は、国や県から補助金等が交付されるため、民間移管した場合、市の財政負担（一般財源）は、下記表のとおり公立保育園の3分の1程度に縮減されます。

○児童1人当たりの運営費用比較（令和5年度決算）

区分	児童数 (人)	経費 (千円)	財源内訳（千円）					
			国・県負担金等	構成比 (%)	保育料ほか	構成比 (%)	一般財源	構成比 (%)
公立	1,512	1,450	25	1.7	145	10.0	1,280	88.3
民間	1,660	1,611	1,056	65.5	122	7.6	433	26.9

※児童数は令和6年3月1日時点の入所人数

※基金繰入金は一般財源扱い

※一般財源部分について、公立・民間ともに一定の地方交付税措置あり

また、建替え等の施設整備に要する費用についても、民間保育施設は国や県から補助金等が交付されることから市の負担軽減が図られますが、公立保育園は市が全額負担（対象経費の90%に市債発行が可能で、元利償還金の一部に地方交付税措置あり）となっています。

5-2 公立保育園が担う役割

様々な課題を抱えるこどもや家庭が増加しているなか、保護者と接する機会が多くある保育園等が中心となって、支援が必要なこどもや家庭に対する施策をより一層充実させることが求められています。

このため、公立や民間の各々の特長を活かし、市全体の保育の質を向上させるために、行政機関としての公立保育園が担う役割を明確化します。

【公立保育園の担う役割】

(1) 行政機関として築いてきた幅広いネットワーク体制

地域の子育て支援の中心的役割をもつ施設として、現在でも他の行政機関と連携して子育て支援に関する情報の提供や相談などを実施しており、引き続き地域の子育て支援において中心的な役割を担っていきます。

(2) 地域の子育て支援拠点として培った相談支援機能

未就園児も含めた地域に根差した包括的な子育て支援は、今後も公立保育園が中心的役割を担い、安心して子育てができる環境を整えていきます。

(3) 地域のセーフティネットとしての機能・役割

就学前児童数の減少地域における保育サービスの提供については、保育需要が低く安定的な運営が難しい場合においても、地域の実態に即した受け入れ体制を維持します。また、感染症発生時など不測の事態等により運営が困難となった場合、保育士の一時的な派遣や代替保育の提供などを行い、市全体の保育提供体制の安定を図ります。

(4) 配慮を必要とするこどもに対する支援体制

発達が気になる児童や医療的ケア児など、配慮や支援が必要なこどもを積極的に受け入れ、困難や課題を抱える支援が必要な家庭に対して安心して安定的な保育提供を行い、そのこども達が同水準の保育を受けることができるよう先導的役割を果たします。

(5) 保育の質向上のための調査・研究・実践

公立保育園は、ICT技術を活用できる保育士を育成し、ICT技術の積極的な導入・活用を通じ、保育現場の負担軽減による保育の質向上や保護者の利便性向上に資する取り組みを調査・研究し、その成果を市全体の保育施設等で普及・実践することで保育の質の向上を図ります。

(6) 保育需要の市全体の調整機能としての役割

市役所は、今後も就学前児童数の減少が見込まれる中、民間保育施設の安定的な運営を下支えしていきます。その上で公立保育園は、市全体の保育需要を調整する役割を果たします。また、年度途中の待機児童の解消に向けた取組を、引き続き民間保育施設と連携して行っていきます。

(7) 保育施策の新たな方向性への対応

保育に係る新たな施策や制度変更などに対しては、公立園での先行実施（試験的導入）を基本とし、その効果検証及び結果のフィードバックを全ての園に行う先導的な役割を果たします。

6.運営に関する取組み

本基本構想に掲げる基本方針の実現に向け、令和8年度から令和17年度の計画期間中に次のように取り組みます。

(1) 基幹園の設置について

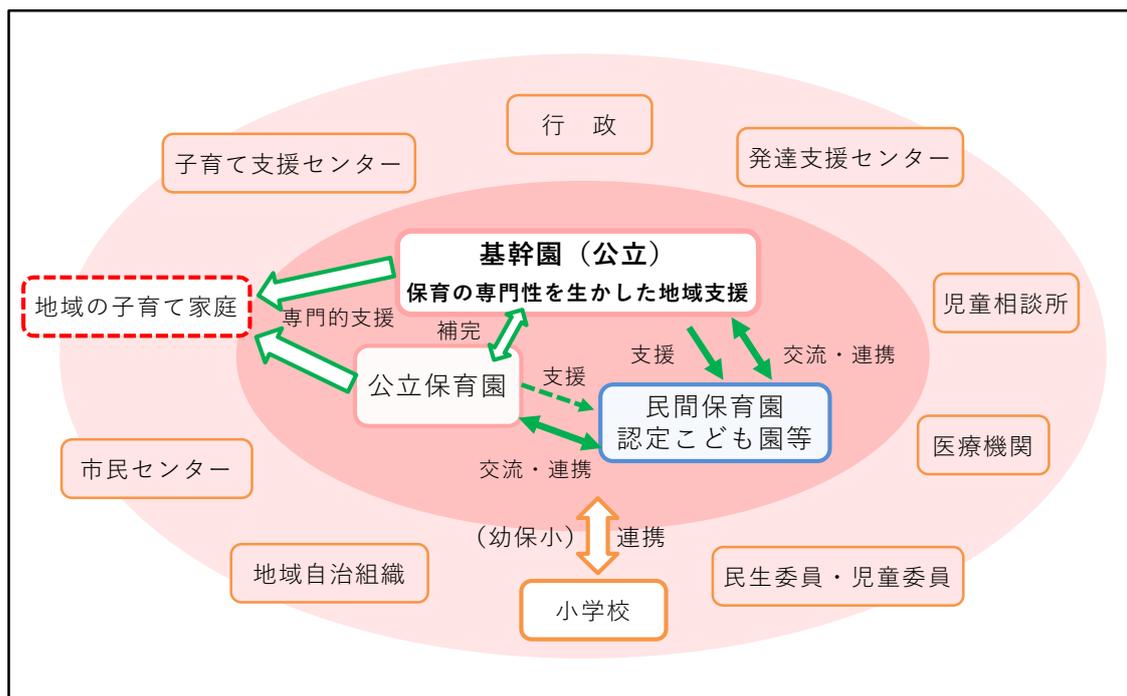
地域の保育の中心となる役割を担う公立保育園を基幹園として位置付け、地域のニーズに応じたこども・子育て支援の推進と多様な保育ニーズに対応した保育の質の向上に、関係機関等と連携を図りながら取り組みます。

基幹園は保育サービス提供区域ごとに1園を基本とし、施設規模やこれまで担ってきた役割などを踏まえて決定しますが、中山間地域については、佐伯・吉和の2つの区域を統括する基幹園の設置を想定しています。

また、その他の公立保育園については、公立保育園が担うべき役割を踏まえつつ、基幹園の保育環境において対応が難しい児童の受け入れなど、相互に補完する関係性を維持します。

区 域	基幹園
廿日市東	平良保育園
廿日市西	宮内保育園
佐伯・吉和	今後の中山間地域の取組みを踏まえ決定
大野・宮島	深江保育園

○基幹園を中心とした連携イメージ



【基幹園の役割】

ア 民間保育施設を含めたサポート

区域内の保育施設に対する相談機能を有するほか、民間保育施設が不測の事態等により運営が困難となった場合、基幹園が保育士の一時的な派遣や代替保育の提供などを行い、市全体の保育提供体制の安定を図ります。

イ 区域内における会議開催など

区域内の保育施設で、公立・民間を合わせた会議や勉強会を開催するほか、保育士同士の交流会など、保育に係る情報共有ができる場を創出し、質の向上に努めます。

ウ 多様な保育の提供

配慮を必要とする児童への保育提供（医療的ケア児など）は、基幹園が中心となって受け入れます。それらの対応に必要な施設及び設備の充実を図ります。

（2）民間保育施設の運営支援

民間保育施設が安定した運営を継続し、保育の供給量を確保できるよう定員確保など側面的に運営を支援します。その他、保育士等の離職防止や市保育指針に基づく保育の質の向上に資する取組などに対し支援を行います。

（3）公立・民間相互の保育士の人事交流

市全体の保育レベルの底上げや保育士の知見の広がりを目的に、公立・民間相互の保育士の人事交流を行います。公立・民間の垣根を越えて在籍する施設以外で保育を実施し、互いに学び合う機会を構築します。

（4）保育士の人材確保

不足する保育人材の確保に向けては、中高生などを対象とした保育に対する魅力発信を行い、保育士が未来を担うこども達の成長を支える職業であることへの理解促進を図ります。また、本市の民間保育園に勤務している保育士の処遇改善につながる奨励金等の支給や保育補助者が保育士資格を取得する場合の受験費用補助などの財政的支援を行います。

7.前期個別計画（令和8年度～令和12年度）

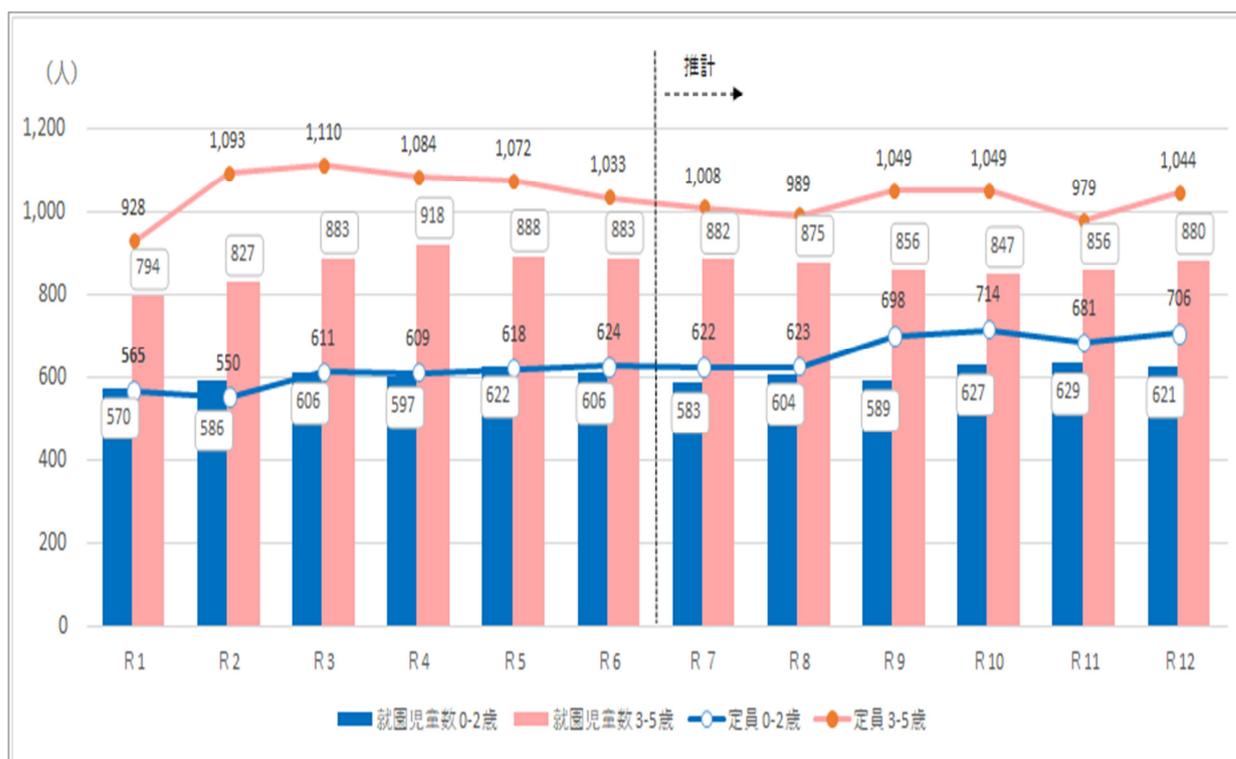
7-1 市全体の動向とすすめ方

宅地開発等の影響もあり、転入により増加してきた就学前児童数は、令和元年以降は減少に転じ、増加していた就園児童数も今後は緩やかに減少していくと予測しています。

また、私立幼稚園の認定こども園化などによる保育定員の受入枠の拡大も予測され、市の保育園全体の定員を見直す必要性があります。区域によって、需給状況は異なるため、各区域ごとに方向性や具体的取組を定めて進めていきます。

7-2 区域ごとの方向性と取組

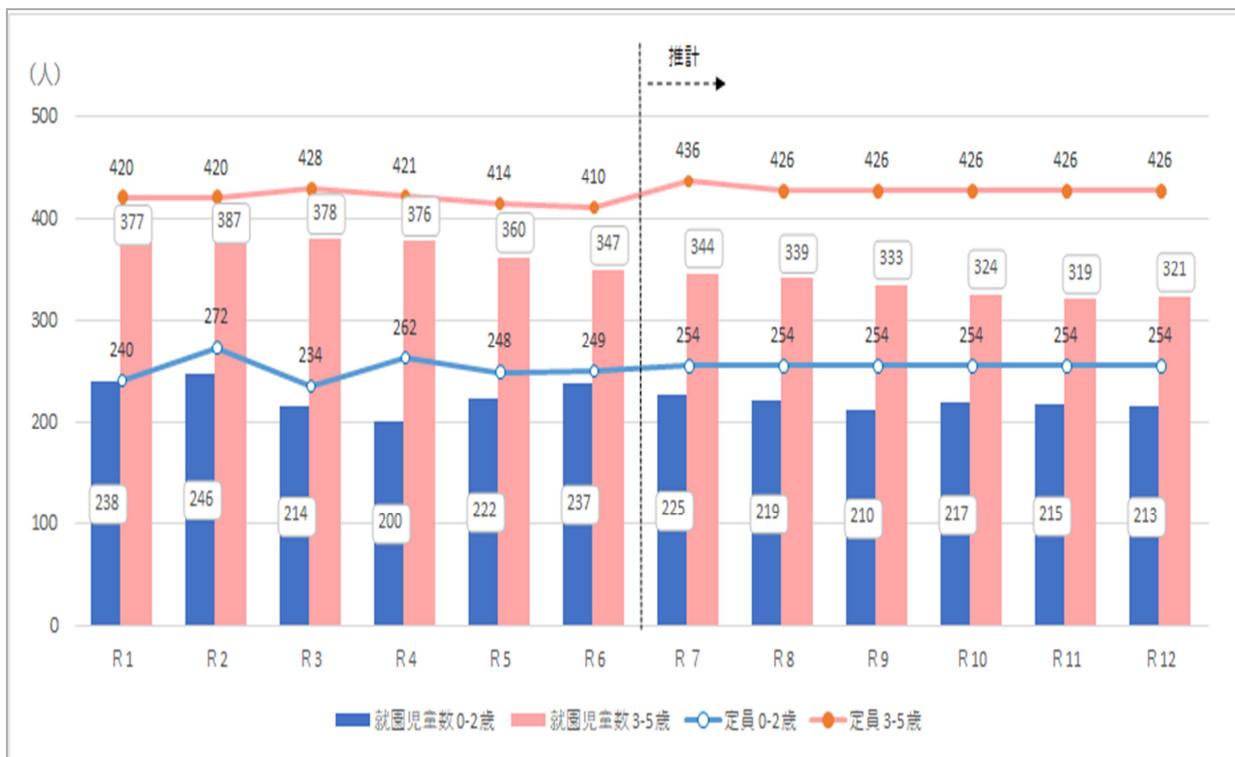
1 廿日市東区域（廿日市、七尾、四季が丘中学校区）



※各年3月1日時点（R7以降の就園児童数は推計）

項 目	概 要
保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地開発等による戸建て住宅の増加は一段落していますが、中心市街地であり、今後もマンション建設等による子育て世帯の増加や、新機能都市開発事業エリア等への企業進出に伴う雇用の創出により、保育園利用者の増加も見込まれることから、一定の保育の供給量の確保が必要です。 ・ 中心市街地やその周辺では今後も保育利用ニーズが一定数見込まれるため、民間事業者による保育園等新設の必要性があります。
前期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、保育需要が見込まれる上平良・原地域について、民間事業者による保育園等の整備を行います。 ・ 耐震基準を満たしていない佐方保育園については、就学前児童の状況に応じて公私連携型Ⅰで整備し、運営を民間に引き継ぎます。 ・ 平良保育園を廿日市東区域の基幹園に位置付け、民間保育施設と合同での研修実施や情報交換等に取り組みます。
令和13年度以降の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化している平良保育園（基幹園）の建替えについて、建替時期や場所、整備手法などを検討します。

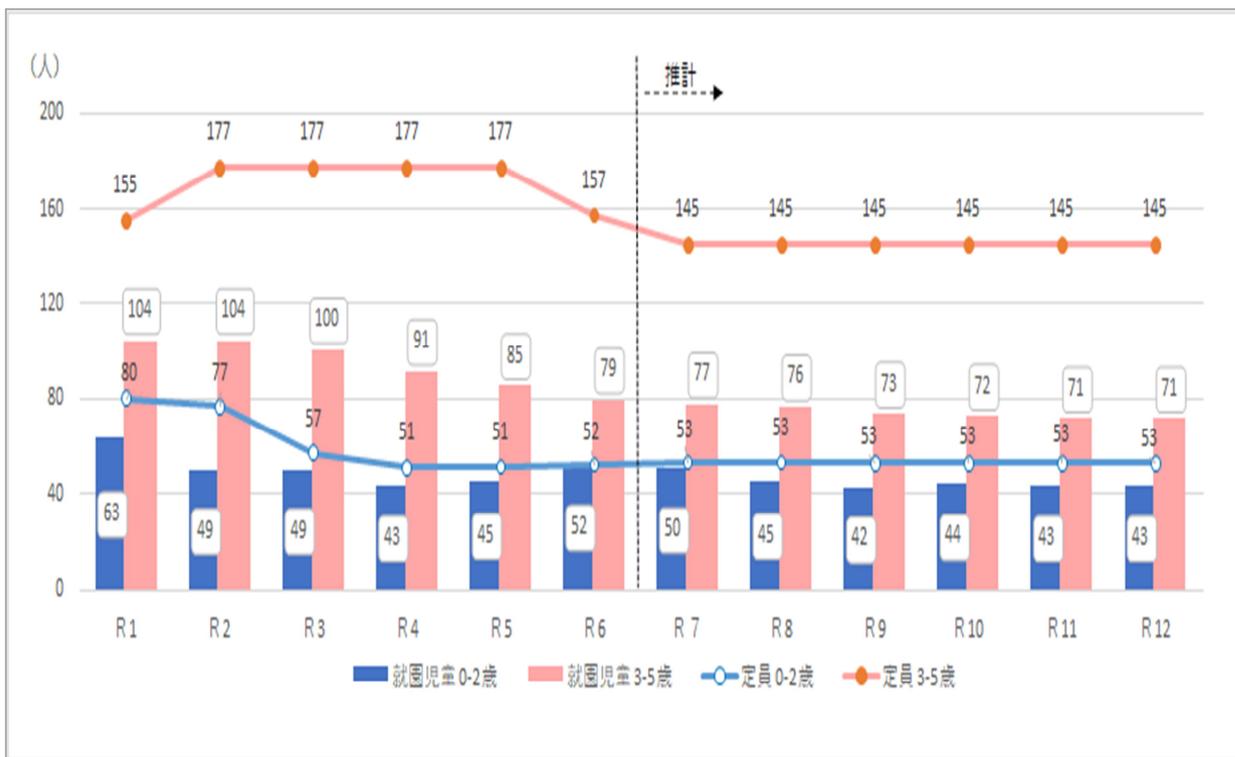
2 廿日市西区域（野坂、阿品台中学校区）



※各年3月1日時点（R7以降の就園児童数は推計）

項目	概要
保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 区域内の民間保育施設は0歳から2歳児を対象とした施設のため、他の区域と比較して公立保育園の定員充足率が高い状況となっています。 宅地開発等は落ち着いていますが、今後は住宅団地の住み替え等により、一定の水準を維持すると見込まれます。
前期の取組	<ul style="list-style-type: none"> 宮内保育園を廿日市西区域の基幹園に位置付け、民間保育施設と合同での研修実施や情報交換等に取り組みます。 老朽化している宮内保育園について、建替時期や場所、整備手法などを検討します。
令和13年度以降の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化している宮内保育園（基幹園）の建替えについて、早期の着手を目指します。 阿品台東保育園・阿品台西保育園の老朽化や駐車場問題を踏まえ、施設の統合や建替えなどを検討します。

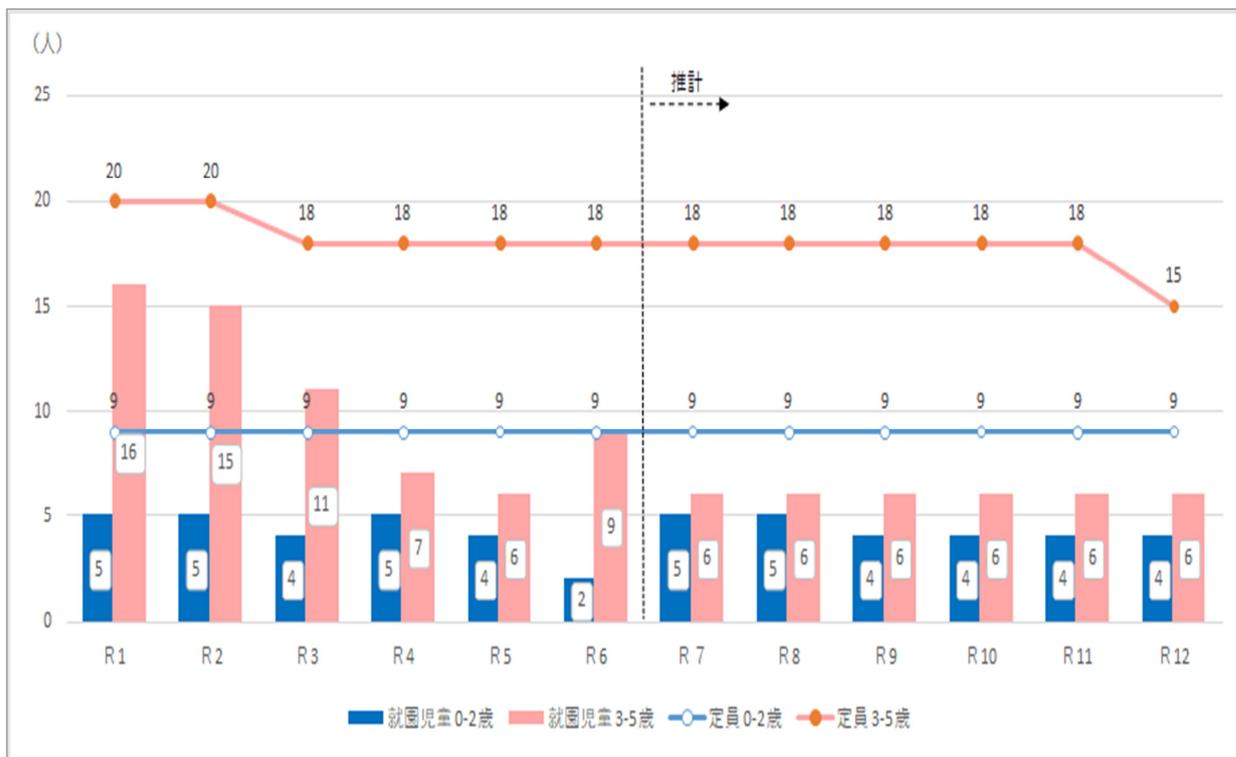
3 佐伯区域（佐伯中学校区）



※各年3月1日時点（R7以降の就園児童数は推計）

項目	概要
保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育園2園、民間認定こども園1園が運営されていますが、いずれの園も定員充足率が低下しています。 沿岸部と比較して、区域内の就学前児童の減少が進んでおり、今後もこの傾向が続くと予測されます。 就学前児童数は減少していますが、友和地区における0歳から2歳児の受け入れはほぼ定員に達しており、3歳未満児の保育ニーズは一定の水準を維持すると見込まれます。
前期の取組	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童数が年々減少している中で、こどもの育ちと発達を保障し、一定の集団を確保して保育を継続できるよう取り組みます。 こども達にとってより良い保育環境の実現に向け、地域や保護者・施設関係者などとの対話を行います。 地域等との対話や中山間地域の取組などを踏まえた上で、基幹園の設置など民間園を含めた保育のあり方を整理し、再編に着手します。
令和13年度以降の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の保育需要の動向などを踏まえ、地域の実情に合った効果的・効率的な保育運営を行います。

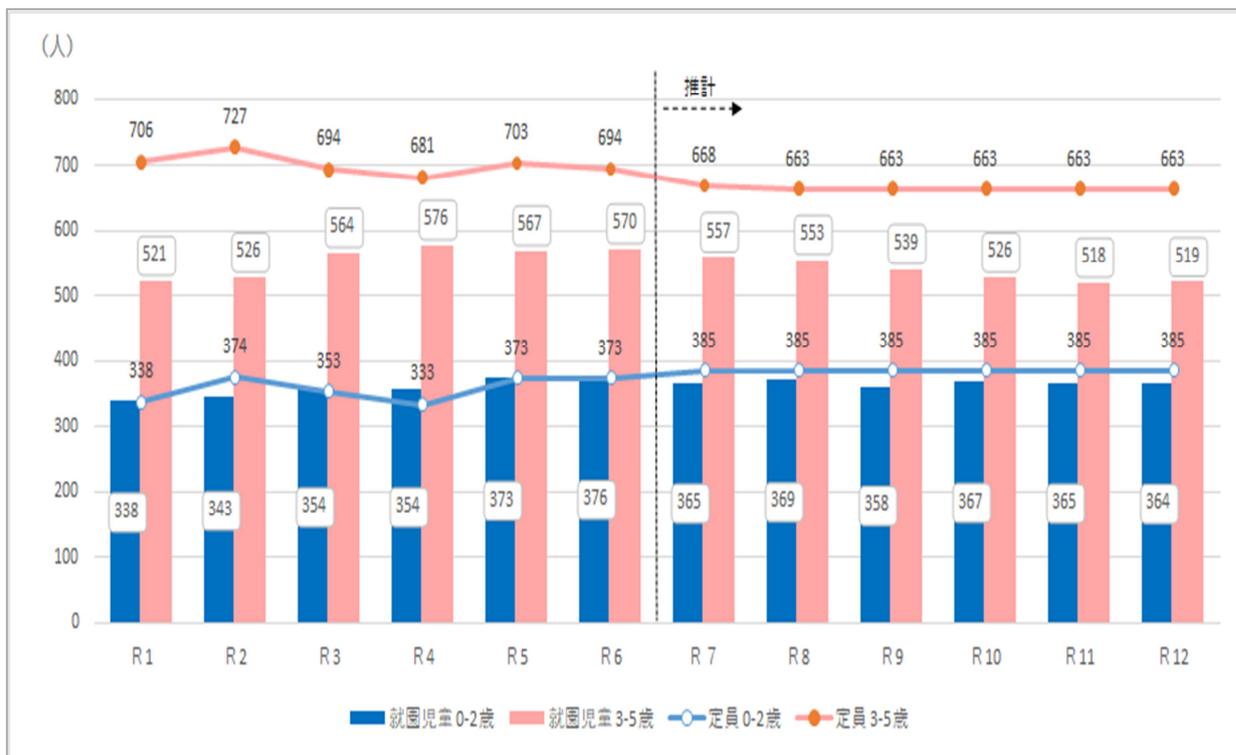
4 吉和区域（吉和中学校区）



※各年3月1日時点（R7以降の就園児童数は推計）

項目	概要
保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 区域内唯一の公立保育園1園が運営されています。 就学前児童数は各年齢3人以下と少ないですが、ほとんどの就学前児童が利用しています。
前期の取組	<ul style="list-style-type: none"> 公立での運営を維持しながら、地域の実情に合った効果的・効率的な保育運営を検討します。
令和13年度以降の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の保育需要の動向などを踏まえ、地域の実情に合った効果的・効率的な保育運営を行います。

5 大野・宮島区域（大野東、大野、宮島中学校区）



※各年3月1日時点（R7以降の就園児童数は推計）

項目	概要
保育ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地開発等による区域内の人口増加は一段落していますが、今後も子育て世帯の流入は、一定数見込まれるため、現状と同等の保育の供給量の確保が必要です。
前期の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築年数が浅く、周辺の保育需要も安定的に見込まれる池田保育園を公私連携型IIにより、民間事業者に移管します。 ・ 深江保育園を大野区域及び宮島区域の基幹園に位置付け、民間保育施設と合同で研修実施や情報交換等に取り組みます。
令和13年度以降の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅原保育園の老朽化及び立地的課題（駐車場問題など）や、いもせ保育園の老朽化を踏まえ、施設の統合や建替えなどを検討します。

7-3 認可保育施設等の配置状況（令和7年4月1日現在）



7-4 前期スケジュール

令和8年度から令和12年度までの5年間の再編スケジュールは、次のとおりです。

区域	対象施設	R8	R9	R10	R11	R12
廿日市東	佐方保育園 (公私連携型Ⅰ)			運営事業者公募 佐方保育園廃止 (公立保育園としての運営終了)	← 引継ぎ → 解体・整備工事	民間事業者による運営開始
	民間保育園等 (民設民営)	建設 (R7公募)	開園			
廿日市西	宮内保育園 (基幹園)				← 建替時期・場所・手法等の検討 →	
佐 伯	友和保育園 津田保育園	← 地域等との対話 →		←----- 民間園を含めた佐伯地域の保育のあり方を整理し、再編に着手 ----->		
大野・宮島	池田保育園 (公私連携型Ⅱ)			運営事業者公募	← 引継ぎ → 池田保育園廃止 (公立保育園としての運営終了)	民間事業者による運営開始

公私連携型Ⅰ：土地を市が保有したまま、民間が建設し運営を行う。

公私連携型Ⅱ：土地と建物を市が保有したまま、民間が運営を行う。

民設民営：民間の土地に、民間が建設し運営する。